

利用上の注意

- 1 「令和2年富山県の工業」は、製造業について「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和3年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和2年1年間の数値である。
- 3 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。
- 4 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査（以下「工業統計」という。）の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は下記7における該当項目を参照）。
- 5 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 6 活動調査における「在庫額」については、ガイドラインに従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。
- 7 集計項目は次のとおり。
 - (1) 事業所
事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
 - ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
 - ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること
 - (2) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

ア 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

ウ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

エ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

オ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(4) 原材料使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次のア～カの合計をいう。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を

行われた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(5) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額

上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）

は含まない。

(7) 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

(ア) 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

(ウ) 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(8) 生産額（従業者10人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

(9) 付加価値額（粗付加価値額）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

ア 従業者30人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1)
+ 推計消費税額 (*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額

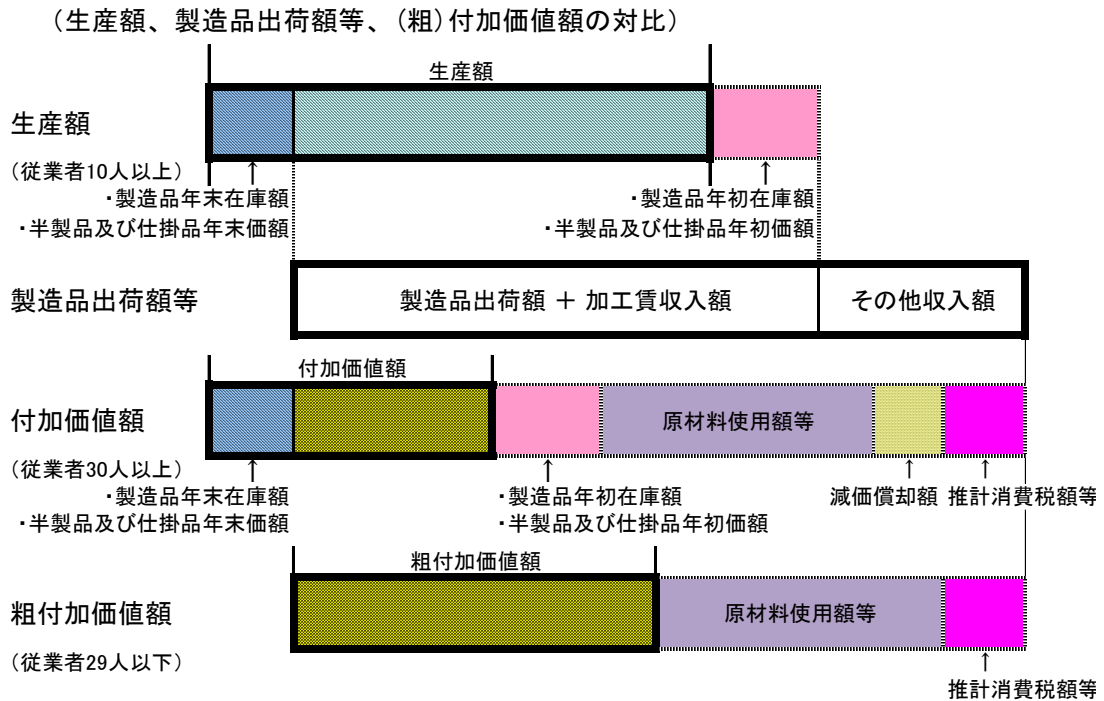
イ 従業者29人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1)
+ 推計消費税額 (*2)) - 原材料使用額等

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、

推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。



(10) 事業所敷地面積 (従業員30人以上の事業所)

令和3年6月1日現在において、事業所が使用(賃借を含む。)している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(11) 水源別用水量 (従業員30人以上の事業所)

事業所内で生産のために使用される用水(従業員の飲料水、雑用水を含む。)をいい、1日当たり用水量とは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいう。

ア 淡水

(ア) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等)を通すかどうかは問わない。

イ 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

- 8 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「－」は該当数値なし又は調査していない項目、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを示している。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

- 9 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

- 10 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

- 11 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
	1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・一般的な方法（事業所が製造加工して出荷する最終製品に着目した格付）

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

したがって、製造品が複数の事業所については、上記の方法で決定された産業分類に製造しているすべての品目の出荷額が計上されることとなる。

よって、今回製造品出荷額の最大となる品目が変更になった場合、当該事業所は前回と異なる産業分類に決定されることがある（産業移動）。

※ 産業格付けの例

品目番号	製造品出荷額	
2 8 4 2 1 1	10,000万円	2 9 (16,000万円) > 3 0 (15,000万円) > 2 8 (10,000万円)
2 9 4 1 1 1	5,000万円	2 9 4 (9,000万円) > 2 9 6 (7,000万円)
2 9 4 2 2 1	4,000万円	2 9 4 1 (5,000万円) > 2 9 4 2 (4,000万円)
2 9 6 9 1 1	7,000万円	産業格付 = 2 9 4 1
3 0 1 5 1 1	15,000万円	

・特殊な方法（原材料、機械設備等による格付け）

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

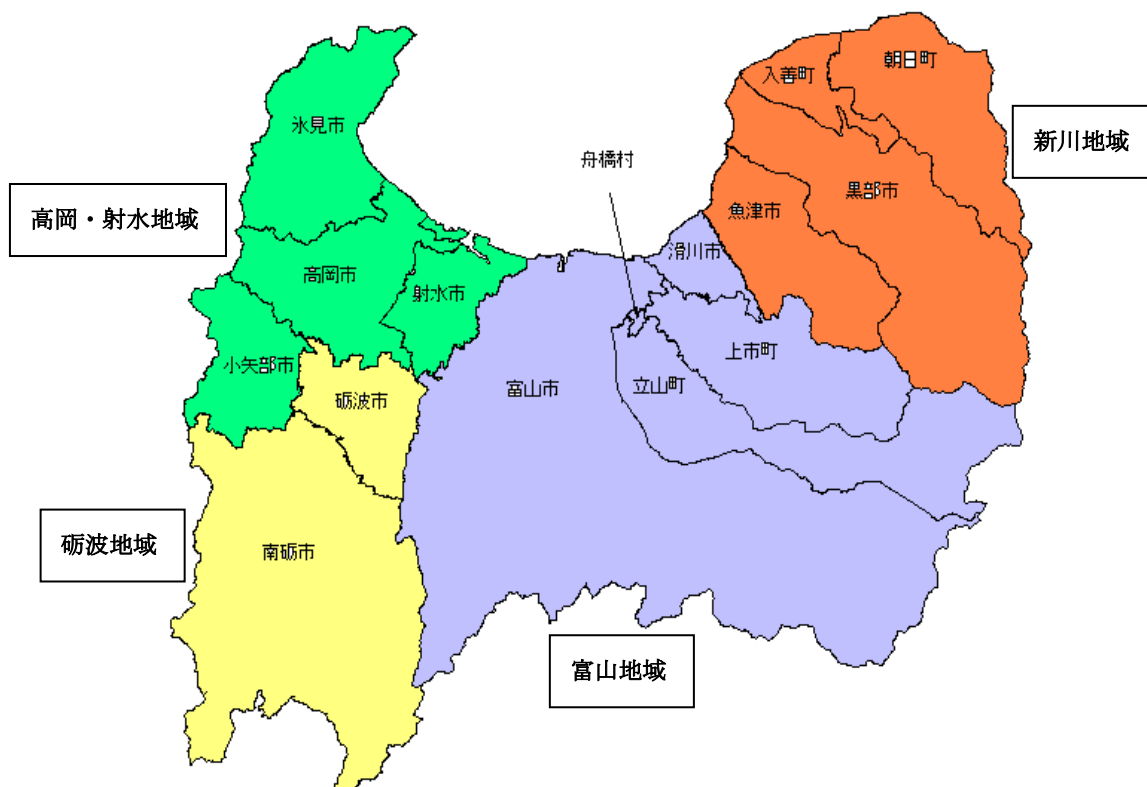
分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

12 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

省略名称	産業中分類名	省略名称	産業中分類名
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機械	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	30 情報通信	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送機械	輸送用機械器具製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業

13 市町村別集計の単位は調査日時点の市町村であり、広域圏の区分は次のとおりである。

広域圏	市町村
新川地域	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山地域	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡・射水地域	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
砺波地域	砺波市、南砺市



14 その他

- (1) 休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については、集計から除外されている。
- (2) この調査結果は県で集計したもので、総務省及び経済産業省が公表した「令和3年経済センサス - 活動調査結果（製造業）」の数値と相違することがある。

※ この統計表に記載された数値を他に転載する場合は、「令和2年（2020年）富山県の工業」による旨を明記してください。

本書に関するお問合せは、下記あてにお願いします。

富山県経営管理部統計調査課商工係

〒930 - 0005 富山市新桜町5番3号

第2富山電気ビルディング5階

TEL 076-444-3193（直通）

FAX 076-444-3490（課内）